



警察による被害者支援



犯罪や交通事故に遭われた被害者・その家族・遺族の方々は、身体への直接的な被害だけでなく、精神的・経済的被害も受けています。警察は、被害に遭われた方々が再び平穏な生活を取り戻すまで必要な支援を受けられるよう、関係機関・団体と連携した支援活動を行っています。

【主な取組み】

被害者支援員制度

警察では、殺人、傷害、性犯罪、ひき逃げ事件等で不安やショックを受けておられる被害者の方々のため、職員による病院や公判等への付き添い、心配事の相談、「被害者の手引き」の配布など各種支援活動を行っています。特に、性犯罪については被害者の心情に配慮し女性職員が対応するとともに、プライバシーの保護に、より一層配慮しています。

被害者連絡制度

被害者の方々は、捜査の状況や加害者がどのような処分を受けたか等の事件に関する情報の提供を求めておられます。警察では、このような被害者の方々の御要望に御応えするため、必要な情報を提供する被害者連絡制度を実施しています。

また、被害者の方々の不安感の解消と再被害防止のため、被害者の方々が居住する地区を担当する地域警察官が、要望を受けて、訪問・連絡活動を行っています。

診断書等経費負担制度

被害者または遺族の方々の精神的、経済的負担を軽減し、犯罪捜査の過程における被害者等の二次的被害の防止及び軽減を図るとともに、円滑な捜査活動を推進するため、特定の犯罪被害者の診断書料や初診料等について公費負担を行っています。

相談・カウンセリング体制の整備

必要に応じ、自治体や民間被害者支援団体等各種被害相談窓口を紹介しています。また、心身に不調を感じる方には臨床心理士によるカウンセリングを行っています。



犯罪被害給付制度のお知らせ



故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者又は遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき国が犯罪被害者等給付金を支給する制度です。

犯罪被害者等給付金		
<p>遺族給付金</p> <p>給付額(最高額～最低額) 2,964万5千円～320万円</p> <p>支給を受けられる人(順位) 配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹</p> <p>死亡前に療養を要した場合 1年間における保険診療医療費の自己負担分相当額と休業損害を考慮した額を合算した額の合算額が加算されます。</p>	<p>重傷病給付金</p> <p>給付額(上限額：120万円) 1年間における保険診療医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額を合算した額</p> <p>支給を受けられる人 重傷病(加療1月以上かつ入院3日以上)を負った被害者本人 精神疾患である場合は、3日以上労務に服することができない程度(入院不要)</p>	<p>障害給付金</p> <p>給付額(最高額～最低額) 3,974万4千円～18万円</p> <p>支給を受けられる人 障害が残った被害者本人</p> <p>「障害」とは、犯給法に定める身体上の障害です。 (障害等級:第1級～第14級)</p>
<p>申請の時期： 犯罪被害の発生を知った日から2年以内 犯罪被害が発生した日から7年以内</p>		

問い合わせ先 秋田中央警察署 TEL 018-835-1111